

## 特別支援教育推進体制モデル事業実施要項

平成15年5月19日策定

平成16年6月1日改正

### 1 趣 旨

京都府教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、平成13年度より実施されてきた学習障害（LD）のある児童生徒に対する指導体制の充実事業の実践を踏まえ、平成15年度に、LDに加えて、ADHD、高機能自閉症等のある児童生徒に対する総合的な教育支援体制の整備を図るためのモデル事業を実施してきた。具体的には、文部科学省の特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議においてとりまとめられた、これらの障害の定義、判断基準（試案）等の有効性を検証するとともに、校内委員会や専門家チームの設置、巡回相談等による学校及び地域における教育推進体制の整備を目指したものである。

平成16年度からは、上記の事業内容に加えて、行政部局横断型の組織として特別支援連携協議会の設置、小・中学校及び盲・聾・養護学校における個別の教育支援計画の策定のための検討、盲・聾・養護学校から小・中学校等への支援により、LD、ADHD、高機能自閉症等を含めた障害のある児童生徒に対する総合的な教育支援体制の一層の整備を目指す。

### 2 LD、ADHD等総合推進地域の指定

京都府教育委員会教育長は、市町村教育委員会と協議の上、本事業のLD、ADHD等総合推進地域及び推進地域を指定するものとする。

総合推進地域では、あらかじめ地域内のすべての小・中学校において校内委員会の設置と特別支援教育コーディネーターの指名を行うなど校内体制の整備や特別支援連携協議会の設置など、市町村の支援体制の整備を図るとともに、小・中学校における個別の教育支援計画の策定のための検討等を行い、事業を推進する。

また、推進地域では、事業に取り組む中で校内委員会の設置と特別支援教育コーディネーターの指名を行うなど、校内体制や市町村の支援体制の整備を図る。

### 3 事業の実施

#### (1) 調査研究運営会議の設置

教育委員会は、教育委員会、市町村教育委員会、学校、学識経験者、関係機関の関係者で構成する調査研究運営会議を設置する。

#### (2) 特別支援連携協議会の設置

教育委員会は、LD、ADHD、高機能自閉症等を含めた障害のある児童生徒に対する総合的な教育支援体制の整備を促進するため、福祉、医療、労働等の関係部局、大学、親の会等の関係者で構成する広域特別支援連携協議会を設置する。

また、総合推進地域では、関係部局、機関等の関係者で構成する特別支援連携協議会を設置する。

#### (3) 小・中学校におけるLD、ADHD、高機能自閉症等のある児童生徒に対する総合的な教育支援体制の整備

##### ア 専門家チームの設置

教育委員会は、LD、ADHD、高機能自閉症か否かの判断、望ましい教育的対応を示すため、教育委員会の職員、LD、ADHD、高機能自閉症等について高い専門性を有する教員、心理学の専門家、医師等で構成する専門家チームを設置する。

##### イ 校内委員会の設置

小・中学校は、児童生徒の実態を把握するために、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教師その他必要と思われる者で構成する校内委員会を設置する。

ウ 特別支援教育コーディネーターの指名

校長は、校内委員会での推進役並びに専門家チーム、関係機関及び保護者との連絡調整を行う特別支援教育コーディネーターを指名する。

エ 巡回相談の実施

教育委員会は、LD、ADHD、高機能自閉症等に関する専門的知識及び経験を有する者を巡回相談員として委嘱する。

巡回相談員は、総合推進地域及び推進地域内の小・中学校を巡回し、当該学校の教員に、LD、ADHD、高機能自閉症等のある児童生徒に対する指導内容及び方法に関する助言等を行う。

(4) 盲・聾・養護学校における特別支援教育の推進

ア 特別支援教育推進校の指定

教育委員会は、地域の特別支援教育のセンターとしての機能の充実や個別の教育支援計画の策定方法についての検討等を行う盲・聾・養護学校を特別支援教育推進校（以下「推進校」という。）として指定する。

イ 盲・聾・養護学校におけるセンター的機能

推進校として指定された盲・聾・養護学校は、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域の特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図るため、実際に推進地域の小・中学校等への支援を行うなどしながら、その支援方策や連携協力の在り方等について実践的な研究を行う。

ウ 特別支援教育コーディネーターの指名

推進校として指定された盲・聾・養護学校の校長は、関係機関、保護者、地域の小・中学校等との連絡調整を行う特別支援教育コーディネーターを指名する。

(5) 個別の教育支援計画の策定

小・中学校及び推進校として指定された盲・聾・養護学校は、長期的な視点に立ってLD、ADHD、高機能自閉症等を含めた障害のある児童生徒の一人一人のニーズを的確に把握して、教育、福祉、医療、労働等の関係機関の連携による適切な教育的支援を効果的に行うことができるよう、教育的支援の目標や内容、役割等に関する計画（個別の教育支援計画）の策定方法等についての検討を行う。

なお、小・中学校は、障害児学級に在籍する児童生徒又は通級による指導を受けている児童生徒のための個別の教育支援計画の策定方法等についても視野に入れた検討を行う。

(6) 特別支援教育コーディネーターの養成研修の実施

教育委員会は、特別支援教育コーディネーターの養成プログラムの具体的内容について、調査研究運営会議で検討を行い、その養成研修を実施する。

4 事業の実施期間

事業の実施期間は、平成15年度及び平成16年度の2箇年とする。

5 経費

事業の実施に要する経費については、予算の範囲内で支出する。

6 その他

この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。